



☐ 県庁舎のあり方等に関する検討会（第2回）

令和7年1月21日
兵 庫 県

<目 次>

1. 第1回検討会・各部会の意見と対応方針・・・・・・・・・・ 2
2. 県政改革調査特別委員会改革案（県庁舎のあり方関係）・・・・ 5
3. 県庁BCP改定の検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 県民会館の概況と今後について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
5. 庁舎整備にかかる有利な財源・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
6. 県庁敷地再開発の方向性（これまでに出了意見と県の方針案）・・ 17
7. 新庁舎整備にかかる基本構想項目案・・・・・・・・・・・・ 18
8. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1. 第1回検討会・各部会の意見と対応方針(1/3)

(1) 県庁舎のあり方等 関連

区分	主な意見
総論	① 県庁舎のあり方は、 <u>新しい働き方と元町のにぎわいづくりの両方の観点</u> で、相乗効果が得られるようなアイデアを模索するのが望ましい ② <u>庁舎再整備の選択肢</u> を排除しないほうがよい ③ 庁舎のあり方は、 <u>県民会館と併せた検討</u> するといいい
災害時の対応	④ <u>災害対応拠点として機能し、周辺地域の避難場所としても活用できる新庁舎を建設</u> してほしい ⑤ <u>能登半島地震の事例を踏まえ、庁舎機能のあり方を検討</u> するのが望ましい
再整備の規模・財源	⑥ <u>庁舎の再整備に使える有利な財源を</u> 検討してはどうか ⑦ <u>職員が働く場所を選択できるスペースは確保しつつ、建設費の高騰や人口減などを考慮したダウンサイジング</u> も模索すべき
県庁舎の価値	⑧ 人材確保の観点で、 <u>庁舎が魅力的な建物</u> であることや、景観的な特色・街のシンボルとしての役割をどう持たせるかも重要

改革案において反映済

対応方針 (案)
<ul style="list-style-type: none"> 希望する職員が勤務可能な一定のスペースを有し、県民サービスと災害対応の中核として十分な機能を有する新庁舎を整備 (①②④) 災害時に必要となる、他自治体等からの応援職員や資材の受入スペースを確保 (⑤) 災害時に必要なスペースには、フェーズフリー※の概念を取り入れ、平時も無駄なく活用できるよう工夫、庁舎機能の共有化による延床面積の合理化を検討 (⑦) 県民会館は、庁舎との合築による有利な財源の活用も踏まえ、必要な機能を検討 (③⑥)
<ul style="list-style-type: none"> 基本構想策定過程において、建物の配置等は、景観や街のシンボルの観点からも検討(⑧)

検討会・にぎわい部会（委員に建築計画の専門家を追加）で更に議論

※フェーズフリー：日常時、非常時間問わず役立つようにデザインしようとする考え方

1. 第1回検討会・各部会の意見と対応方針(2/3)

(2) 新しい働き方の推進 関連

区分	主な意見
働き方の選択	① <u>テレワークかオフィス勤務かを自由に選択</u> できることが、ワークライフバランスや生産性の向上に繋がるので重要
人材の確保・育成等	② 人間関係や組織への帰属意識は、 <u>対面コミュニケーション</u> によって醸成されると考える ③ <u>テレワークは人間関係の構築が前提</u> であり、人材育成（特に新人）や人材確保に影響する可能性がある
テレワークの実情等	④ 民間企業は出社回帰の傾向であり、 <u>対面コミュニケーションとの適切なバランスが必要</u>
環境整備	⑤ <u>コロナ禍を踏まえ、災害対応など突発的にテレワークする場合に備え、デジタル環境の整備や、テレワークによる働き方を平時から推進するのがよい</u>

改革案において反映済

対応方針（案）
<ul style="list-style-type: none"> • テレワークかオフィス勤務かを<u>選択可能</u>とするため、希望する職員が勤務可能な一定のスペースを確保（①②③④） • オンライン会議やチャット、ビデオ通話等のICTを活用した業務改革を推進するとともに、そのために必要となる庁舎機能について検討（④⑤） • 引き続き、PCのモバイル化、公用携帯電話への切替、紙文書の電子化、業務システムのデジタル化など、テレワークに必要な環境整備を推進（⑤）

1. 第1回検討会・各部会の意見と対応方針(3/3)

(3) 元町のにぎわいづくり 関連

区分	主な意見
県庁敷地の活用案等	<ul style="list-style-type: none"> ① 公館はレストランや、カフェインス、結婚式等で活用したほうがよい ② 2号館と県民会館の間の道路を歩行者天国とすれば、一体的な敷地活用が可能となる ③ 1・2号館の跡地は、恒久的なものを整備するのではなく、将来に選択余地を残すことも検討してはどうか
元町エリアの特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ④ 津波時に元町駅北側へ避難できる動線の円滑化を検討してほしい ⑤ 周辺小学校は、これ以上の生徒の受け入れが厳しい状況にあり、この地域に住宅を更に増やしていくのは議論が必要 ⑥ 県庁周辺は、道路空間を活かしたウォーガブルな空間づくりを目指してはどうか
回遊性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 元町駅を中心とし、三宮駅や神戸駅、ヴィーナブリッジ、ウォーターフロントの各エリアまでの中継地点にハブ機能があれば、街歩きしやすくなる ⑧ JR高架よりも北側に人の流れを作るには、目的性のある施設等がないと難しい ⑨ 県庁周辺には学校が多いため、子供たちにとって安全で歩きやすい道路であることを第一に考えるとよい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 地域づくりには多様な関係者の合意形成が求められ、<u>検討会以外の意見も議論の俎上に上げたほうがよい</u>

改革案において反映済

対応方針 (案)
<ul style="list-style-type: none"> • エリアの特徴や回遊性の向上などを考慮し、まずは県として、庁舎と併せて県庁敷地全体の活用方針案を基本構想策定過程において検討 (①～⑨)
<ul style="list-style-type: none"> • 県民に開かれた公館として新庁舎整備と併せて活用方策を検討 (①) • 上記を踏まえ、JR元町駅西口周辺のバリアフリー化や導線の円滑化について、県庁周辺の道路空間づくりなどを地元自治会等の意見をいただきながら、都市計画権限を有する神戸市等と議論 (②④⑥⑨) • 基本構想 (案) 策定時において、パブリックコメントを実施 (いただいた意見を基本計画策定時に検討) (⑩)

検討会・にぎわい部会で更に議論

2. 県政改革調査特別委員会改革案(県庁舎のあり方関係)

- 県政改革方針の見直しを要するもののうち、財政フレームや県民生活に大きな影響が及ぶと考えられる重要な課題について、県議会の県政改革調査特別委員会で審議されており、「県庁舎のあり方」についても課題の一つとして、議論
- 検討会（両部会含む）での意見や県議会での審議を踏まえ、R6.12.20開催の委員会において、新庁舎整備等の方針案（＝改革案）を公表（内容はP6～7）

<開催日程（予定も含む）>

開催日	議事内容
R6.7.17	「課題と検討方向」 説明
R6.8.1	「課題と検討方向」 質疑
R6.8.21	「課題と検討方向」 県議会各会派からの意見開陳
R6.12.20	「改革案」 説明
R7.1.14	「改革案」 質疑

※ 今後、県議会各会派からの意見開陳、委員会としての報告書取りまとめ等が行われる予定

2. 県政改革調査特別委員会改革案(県庁舎のあり方関係)

改革案

〈改革の基本方向〉

- ① 災害時の対応力強化・質の高い行政サービスの提供に向け、防災機能や働き方改革を志向したコンパクトな新庁舎整備に着手
- ② 耐震性が不足する県庁1・2号館で勤務する職員の早期の安全確保の観点から、暫定的な本庁舎再編を実施

1 具体的な内容

① 新庁舎整備に向けた基本的な考え方

- コロナ禍を経て本県で推進している新しい働き方、物価高による整備費の高騰等を踏まえ、新たな基本構想を策定。
- 基本構想の策定に当たっては、本県が取り組む新しい働き方への環境・制度面の整備や、元町地域全体が好循環する仕掛けづくりを「県庁舎のあり方等に関する検討会」での意見を踏まえ、検討。

〈新庁舎整備の検討に当たっての留意点〉

- ・ 「新しい働き方モデルオフィス」検証結果において明らかとなった、年度末・当初の繁忙期での出勤率の増加への対応に加え、能登半島地震を参考とした災害時に必要となるスペース（職員または県内外から参集した応援者への対応場所や連携等）も考慮した執務スペースの確保。

〈繁忙期におけるモデルオフィス出勤率〉



〈能登半島地震におけるピーク時(1月末)の応援状況(石川県庁)〉

応援者	各省庁、自衛隊、都道府県、警察、消防、全国知事会、広域連合、DMAT、民間団体 等
応援職員数	640人 + α ※一部活用スペース等から推計
活用スペース	県庁舎約3,000㎡(会議室+廊下 等) 駐車場1,500台(応援は自動車前提)

- ・ 新庁舎整備後の知事部局・行政委員会等の集約化。
- ・ 災害時に必要となるスペースの整備に当たり、平時も無駄なく活用できる工夫としての「フェズリ」の概念の導入。
- ・ 耐震性を有しないことが判明した県民会館については、庁舎との合築による有利な財源の活用も踏まえた上での必要な機能の検討。
- ・ 議場等については、議会での検討を踏まえて、その結果を基本構想に反映。
- ・ コロナ禍を経てICT環境が充実したことに加え、県の財政状況を考慮の上、県行政と密接な関係のある公社等（以下「県関係団体」）の集約の見直し（県関係課と一体的に業務を行っている団体は除く）。

※ ただし、県関係団体以外の県民会館入居団体には意向調査を行い、新庁舎整備後に県庁周辺への執務スペースの確保を希望する場合は新庁舎周辺の既存庁舎等を財産貸し付け。

2. 県政改革調査特別委員会改革案(県庁舎のあり方関係)

改革案

② 暫定的な本庁舎再編に係る基本的考え方

- 暫定的な本庁舎再編においては、希望する職員全てが勤務可能な執務スペースを確保。
- 3号館・生田庁舎等の県有施設の利用に加え、なお不足する執務スペースは民間オフィス等の借り上げにより対応。
- 民間オフィス等の借り上げにおいては、3号館(暫定対応時の主要庁舎)からの距離、テナント料、テナントスペース(部局単位での移転を基本)の3つの要素を踏まえ、今後、移転場所・移転部局を決定。
- 当面の間、本庁舎機能は分散型配置となるため、柔軟で多様な働き方・ICTを活用した業務改革等、新しい働き方を推進し、質の高い行政サービスの維持に加え、災害時における業務を実施できる体制を構築。

2 想定スケジュール

想定スケジュールは次のとおりであるが、基本構想・基本計画策定過程で、工期が短縮可能な整備手法・事業費抑制手法(財源等含む)を議論していく。



3. 県庁BCP改定の検討状況

1 改定の趣旨

南海トラフ地震の脅威が迫る中、地震・津波などの大規模災害に対して、限られた人的・物的資源で、県民の生命とくらしを守るための業務を迅速かつ的確に実施できる体制を構築。

改定にあたっては、**能登半島地震など直近の災害対応等を反映したBCP**とし、災害対応力の強化を図る。

2 改定の進め方

- ▶ 3名のアドバイザーからなる「アドバイザリー会議」での意見を踏まえ、中間案や最終案を作成
- ▶ 「県庁舎のあり方等に関する検討会」や「能登半島地震を踏まえた災害対策検討会」と連携しながら議論を進める

● 県庁BCP改定アドバイザリー会議(3名)

紅谷 昇平
〔分野：事業継続〕



兵庫県立大学大学院
減災復興政策研究科准教授
【**県能登半島地震検討会**】

阪本 真由美
〔分野：防災・減災〕



兵庫県立大学大学院
減災復興政策研究科教授
【**県能登半島地震検討会**】

上村 敏之
〔分野：地方行財政〕



関西学院大学 経済学部教授
【**県庁舎のあり方等に関する検討会**】

3 中間案の見直しのポイント【改定の視点】

- 1 蓋然性が高く被害規模が最も大きいハザード(南海トラフ地震)を前提とし、被害想定に応じた対応を検討
- 2 能登半島地震における、被災自治体の災害対応を反映
 - 1 プッシュ型応援を踏まえた受援体制の確保
(受援スペース、宿泊施設等の確保)
 - 2 災害時は対面業務が基本となることから、災害時連携協定等による近隣会議室の確保
 - 3 避難県民の受け入れ態勢の確保
 - 4 参集に係る外的な制約を見込み、実態に即した職員の参集シミュレーションを実施
- 3 災害業務区分を再整理した上で、非常時優先業務を洗い出し、時系列で整理・リスト化
- 4 職場におけるBCPの継続的な見直し・改善の実施、職員の訓練・研修や、人事異動対策の実施
- 5 会議や適宜ヒアリングにおける県庁BCP改定アドバイザーの意見の反映 等

3. 県庁BCP改定の検討状況

参考1 能登半島地震における被災自治体(石川県庁)の対応

1 職員の出勤状況 ●登庁状況の推移

翌日の出勤は、
6割にとどまる

翌日: 6割
(約1,200人)

7日目: 9割
(約1,600人)

8日目: ほぼ全職員
(被災職員除く)

2 応援職員の状況

- 1月末のピーク時には、**プッシュ型支援が600人を超えた**
- 活用したスペースは、県庁舎3,000㎡以上、駐車場(応援は車前提)**
- 大規模災害時における受援スペースの確保は大前提

応援者	省庁、自衛隊、都道府県、警察、消防、全国知事会、広域連合、DMAT、民間団体等
応援職員数	640人 + α ※一部活用スペース等から推計
活用スペース	県庁舎約3,000㎡(会議室+廊下等)、駐車場1,500台(職員用含む)

3 災害時における在宅対応の難しさ

- 初対面の応援職員との間で、一分一秒を争う対応が求められる。細かな連絡調整・意思疎通が必要となることから、**同一庁舎での対面対応が必須**
- 多くの応援職員が入る中、**助けて貰う側の県職員が不在・顔が見えないことは課題**

4 避難県民の受入

- 県庁付近にも津波警報が発令されたことから、**近隣住民や帰省者2,000人が県庁に避難、初日に県庁に約500人が宿泊**

各省庁等応援の様子



参考2 災害対応に必要な人的資源のシミュレーション

※前提条件：庁舎スペース10割+受援スペース

- ▶ 1週間まで：人員不足が継続するため、人命にかかわる応急対策業務に限定して対応
- ▶ 1週間以降：応援受入により、人員不足は逐次改善。1週間後から、延期・休止業務を再開

**全職員、応援職員のフル稼働により、
応急～復旧期の対応が可能に**

応援により、何とか県民の生命に関わる応急期のマンパワーを確保

応援により、この人員で、延期・休止業務を速やかに再開

区分	3 h	3h～1日	1～3日	4日～1週	1週～1月	1～6月	6月～
必要人員	2,400	2,700	2,800	2,900	2,500	2,300	2,300
参集人員	340	1,300	1,300	2,100	2,750	3,000	3,000
プッシュ型応援	0	0	150	300	600	300	50
過不足	△2,060	△1,400	△1,350	△500	850	1,000	750
対応が必要な延期・休止業務数	対応不可(人員不足)			1,000業務【572(延期)、428(休止)】			

3. 県庁BCP改定の検討状況

4 兵庫県庁BCP改定アドバイザリー会議 委員意見(庁舎整備にかかる主なもの)

区分	内容
県庁舎のあり方	県庁は災害対応の拠点となるため、1・2号館を解体後も、 <u>最低8～9割の職員が出勤できるスペースが必要</u> ではないか。
	近年の自治体庁舎では、 <u>フェーズフリー※</u> の概念を取り入れた庁舎を建てている事例も多いため、検討してはどうか。
	能登半島地震の対応実績も参考に、 <u>1・2号館は建て替えベースで考えた方がよい</u> 。
庁舎スペース(受援含む)	東日本大震災後の3県(宮城、岩手、福島)では、職員を100%参集しても業務が継続できず、職員を増員している実績があることから、 <u>応援職員を含め、庁舎スペースについては何割増しかで考える必要がある</u>
	国等からの応援職員の受入を、県庁で全て引き受けるのか整理が必要。また、 <u>災害時の受援スペースが平時に余剰スペースとならないようにする必要がある</u> (庁舎の一部を民間企業に賃貸、災害時の使用協定を締結する等も一案)
その他	ハード面や参集だけでなく、災害時の職員の具体的な動き方を事前に確認し、訓練しておく必要がある。
	<u>働く職員の安心感を確保することが不可欠</u> 。災害時に働く建物が、余震でも問題ないか不安を感じながら働くのかどうかで、 <u>職員や応援職員の士気に大いに影響する</u> 。

※フェーズフリー：平時も非常時も役立てることができるという考え方

4. 県民会館の概況と今後について

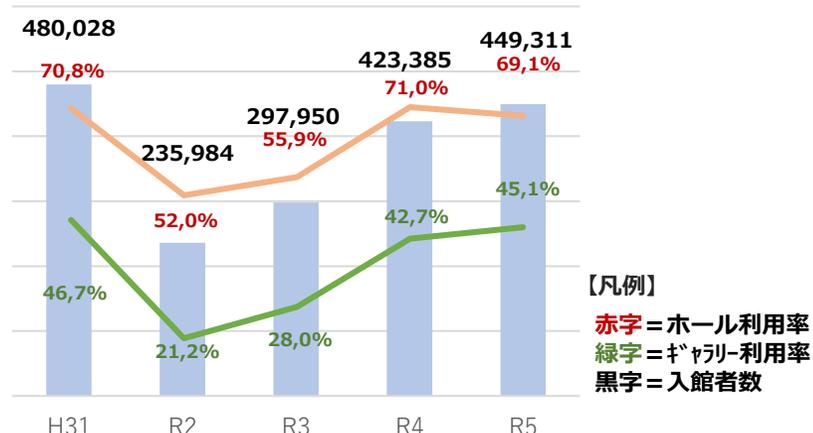
(1) 施設概要

設置	昭和43年7月13日（大規模改修：平成9年3月）
敷地	3,741.3㎡（県所有）
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階、地下3階、塔屋(車庫)2階 延床面積：本館 15,082.08㎡ 車庫1,196.86㎡
設置目的	県民の福祉と文化の向上
業務	①県民の教養文化の向上のための催し ②県民の諸会合 ③公共的団体の事務所
施設	ホール2（けんみんホール、パルテホール）、アートギャラリー4 会議室18、団体事務室（14団体）、理容室、カフェ、駐車場（80台）等



【参考：ホール・ギャラリー利用率、入館者数推移】

		H31	R4	R5
けんみんホール(326席)		70.8%	71.0%	69.1%
パルテホール(150席)		64.9%	64.5%	74.4%
ギャラリー	大(346㎡)	55.5%	48.5%	55.6%
	中(176㎡)	48.5%	47.6%	47.5%
	小(50㎡)	35.8%	33.5%	33.7%
	特別(78㎡)	45.1%	41.1%	43.5%



4. 県民会館の概況と今後について

(2) 耐震診断の結果

近隣の県庁舎の耐震性不足が判明したこと等を踏まえ、築後55年が経過し、老朽化の進む県民会館についても、詳細な耐震診断（時刻歴応答解析）を実施【R5.9～R6.9】

直下型（阪神・淡路大震災）・長周期（南海トラフ）の両地震で、**耐震基準を満たしていないことが判明**

区 分	結果（層間変形角の最大値）			構 造
	耐震性判断基準	直下型地震 （阪神・淡路大震災）	長周期地震 （南海トラフ地震）	
兵庫県民会館	1/100以下	× (1/37)	× (1/95)	SRC造 (鉄骨鉄筋コンクリート)
(参考1) 2号館※	1/100以下	× (1/61)	○ (1/144)	SRC造 (鉄骨鉄筋コンクリート)
(参考2) 議場棟※	1/100以下	× (1/43)	○ (1/108)	RC造 (鉄筋コンクリート)

(3) 耐震診断結果を受けた対応

① 県民会館の利用を停止

ア 貸館（ホール、会議室、ギャラリーなど）⇒ 令和6年10月末で利用を停止

イ 入居団体（事務所利用）⇒ 令和6年12月末日途に退去(令和7年3月末に完全退去)

② 令和7年4月1日付で「兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例」を廃止(予定)

4. 県民会館の概況と今後について

(4) 必要な機能の検討について

県民会館は、昨年度約45万人が利用している施設で、これまで地域のにぎわい作りにも寄与してきている。今後も一定の利用ニーズが見込まれることから、**県庁舎の再編に合わせて必要となる機能を検討**

○検討の視点

- ① 県民会館の利用実績と利用者のニーズ
- ② 近隣の公立・民間施設などでの代替可能性
- ③ 専門家の意見 など

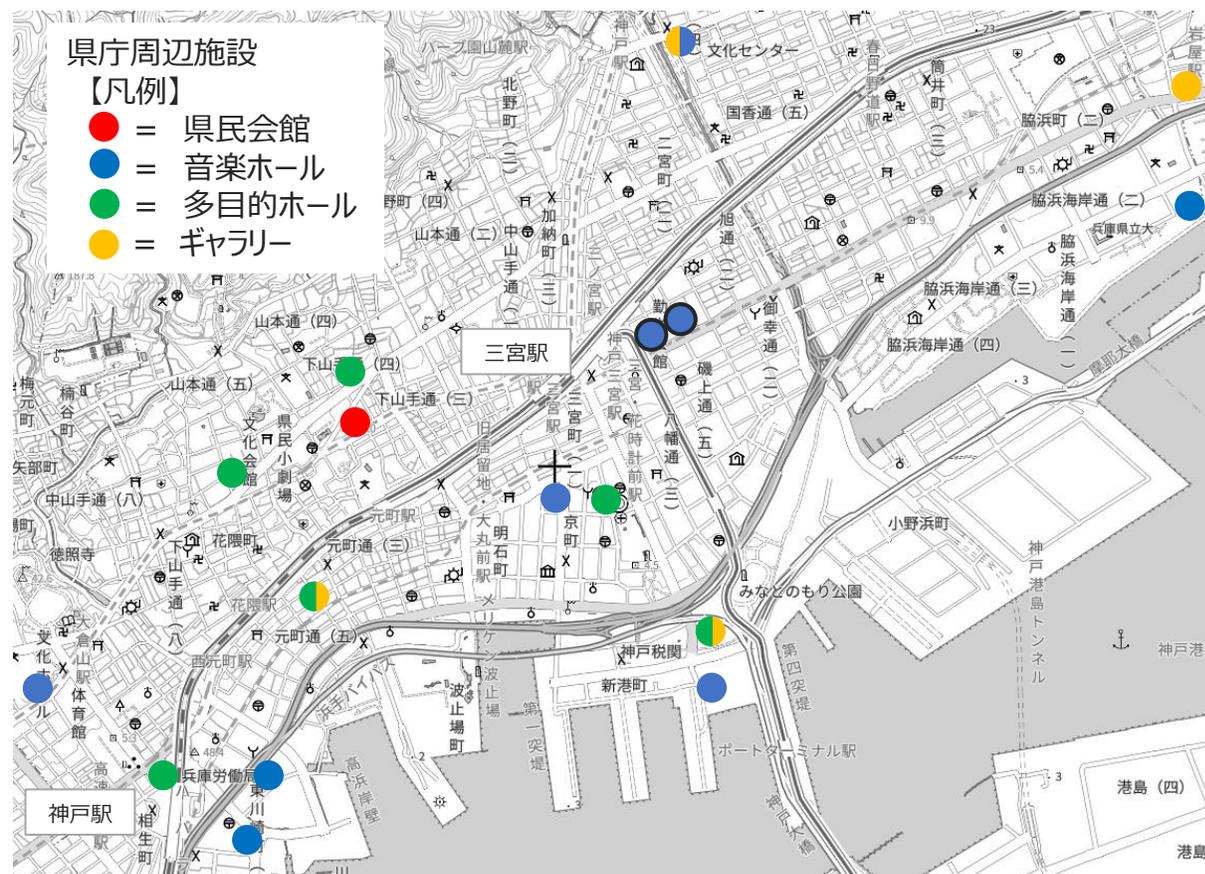
【参考：県民会館入館者（令和5年度）】

	利用率	利用者数	利用状況
けんみんホール	69.1%	99,174人	音楽イベント 13% ・ 講演会など 87%
パルテホール	64.9%	43,560人	研修・総会等 91% ・ 懇談会等 9%
ギャラリー	45.1%	41,320人	書道 29.5% ・ 絵画 24% ・ その他工芸など 46.5%
会議室	61.9%	164,493人	一般利用 75% ・ 県、外郭団体 18% ・ その他 7%
集会室・宴会室	59.7%	51,651人	—
その他	—	49,113人	—
計		449,311人	—

【参考：原田の森ギャラリー利用状況】

原田の森	本館1階	600㎡ 利用率 (R5) 91.8%		東館1階	230㎡ 利用率 (R5) 95.1%	
	本館2階	1,300㎡ 利用率 (R5) 92.5%		東館2階	240㎡ 利用率 (R5) 86.6%	

【参考：近隣の代替施設】



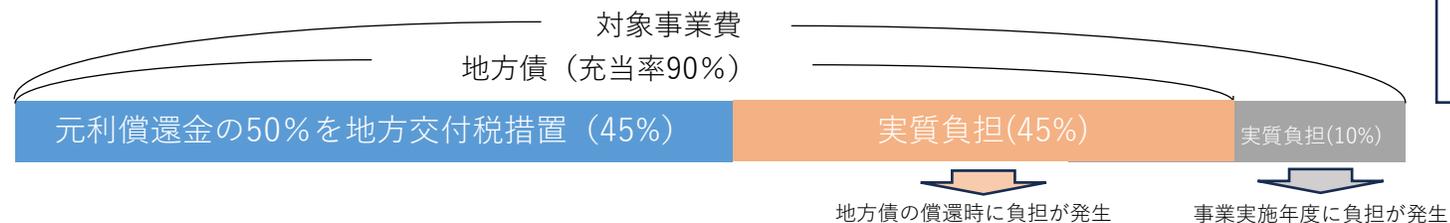
5. 庁舎整備にかかる有利な財源

基本的には、庁舎等の公用施設※を整備する場合、交付税措置がある有利な財源（起債メニュー）はない。
 一方で、国が進める政策（公共施設等の適正管理、防災・減災対策、脱炭素化）と連動する事業については、財源活用可能なメニューがある。 ※ 公用施設:市民ホールや図書館等、直接公共の用に供する施設(公共施設)と違い、自治体の事務事業の用に供するための施設
 そのため、整備手法を工夫し、有利な財源を最大限活用し、庁舎整備における実質負担を軽減していく。

<活用を想定する地方債等>

事業名	対象	充当率	交付税措置	事業期間	実質負担率 100 - (充当率 × 交付税率)
集約化・複合化事業	公共施設と公用施設を合築した場合、公共施設部分のみ対象	90%	50%	～R8年度	55%
緊急防災・減災事業	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設（災害対策本部員室、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所 等）	100%	70%	～R7年度	30%
脱炭素化推進事業	ZEB基準に適合した新庁舎整備事業（空調調和設備、照明設備、太陽光発電設備等）	90%	50%	～R7年度	55%
一般単独事業	庁舎等の整備	75%	—	—	100%

<実質負担率のイメージ>



整備手法を工夫し、有利な財源を最大限活用

今後の対応

- ・ 有利な財源を最大限活用できる整備手法を検討（基本的な活用方針は次ページ）
- ・ いずれの制度も現行メニューの終期が迫っているため、**制度の拡充・延長要望を精力的に実施**

5. 庁舎整備にかかる有利な財源

基本的な活用方針

事業名	基本的な活用方針
公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）	県庁舎と県民会館との合築により、両施設間で延床面積の共有化（例：ロビー、会議室 等）を図る
緊急防災・減災事業	災害時に必要となる機能は整備した上で、フェイズフリーの観点で平時は空間の多目的利用（会議室、コワーキングスペース 等）を図り、庁舎面積を圧縮
脱炭素化推進事業	ZEB基準に適合させる事業費について活用（参考：最近の庁舎整備事業において、工事費の5%～8%程度を対象事業費として活用） 山口市役所：5.5%（事業費約136億円（うちZEB化7.5億円）、各務原市役所：7.3%（事業費約97億円（うちZEB化7.1億円）

制度活用の留意事項

< 公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業） >

- 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業は、対象施設に係る部分に限り、事業の対象となる
- 集約化等により整備する施設に統合前の施設外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り、対象となる（新たな機能付加は対象外）

< 緊急防災・減災事業 >

- 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受け入れ、災害応急対策に係る施設（災害対策本部室、応援職員のための執務室、物資集積所 等）が対象となる

5. 庁舎整備にかかる有利な財源(県内市町の先行事例)

西脇市役所の事例 (有利な地方財政措置を活用した本庁舎等の再編整備)

- 庁舎(公用施設)・市民交流施設(公共施設)を一体的に再編整備(最大限に有利な財源措置を活用)
- 本庁舎エントランス機能・市民利便施設機能は、市民交流施設側に集約化(庁舎部分の面積減)
- 一定規模の会議室機能等を市民交流施設内に整備
- 公共施設機能と合築することで市役所のにぎわい・集客機能が付与



西宮市役所の事例 (防災・危機管理対応の庁舎等整備)

- 防災・危機管理にも対応した第2庁舎を整備 (最大級の耐震安全性(重要度係数 I = 1.5相当)を確保)
- シンプルで機能的な平面プランとフロア構成
- 庁舎機能の集約化と効率的な再配置



※災害対策本部室、オペレーションルーム等の整備は令和3年度より緊急防災・減災事業債より対象追加 (西宮市はそれ以前に整備)

6. 県庁敷地再開発の方向性(検討会等が出た意見を踏まえた検討案)

- ① 県庁舎と県民会館の合築での整備
 - 容積率・日影規制・神戸市景観条例等を踏まえると **1号館敷地**での施設整備が適当
- ② 県庁敷地の活用方針
 - 敷地内の活用コンセプトを定めた上で、**サウンディング調査等を実施**(元町地域のにぎわいづくりの観点から、売却、定期借地権設定やPPP(官民連携)等様々な選択の中でより良いものを検討)
- ③ 県公館は、**より県民に開かれたものとして**ハード・ソフト両面で**活用方針を策定**(次回にぎわい部会で提示)
- ④ **ウォーカブルな空間づくりを目指す**ため、敷地内の活用コンセプトを定めた上で、周辺道路のあり方について権限を有する神戸市と協議
- ⑤ 県庁敷地の活用方針に合わせて、**JR元町駅西口のバリアフリー化や導線の円滑化について神戸市・JR西日本等と協議**



7. 新庁舎整備にかかる基本構想項目案

コロナ禍を経た働き方や物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、**新たな基本構想を策定（R7秋頃）**

大項目	小項目	想定内容
I 基本構想策定の経緯		従前の県庁舎等再整備事業の経緯、事業凍結、テレワークの実施、災害対応
II 県庁舎周辺の概要	周辺地域の成り立ち	歴史、地域資源
	県庁舎・県有施設の概要	現施設の延床面積 等
III 県庁舎及び周辺地域の課題	県庁舎・県有施設の耐震安全性等	耐震診断結果（追加実施した時刻歴応答解析結果（県民会館含む）も追記）
	地域全体のまちづくり	南北の高低差、回遊性が不足、JR元町駅のバリアフリー化
IV 社会経済情勢の変化	コロナ禍を経た働き方の変化	新しい働き方推進プラン、テレワーク検証結果、民間オフィスの需要の変化
	建設業を取り巻く環境変化	建設費高騰を踏まえた対応
	県庁周辺エリアの開発需要	R4年民間ヒアリング結果、検討会意見、神戸都心エリアの現状と将来像
V 再整備の方向性	県庁舎の安全・安心の確保	再整備の課題（耐震安全性、老朽化、セキュリティ水準 等）
	災害対応拠点として必要な機能	能登半島地震の事例を踏まえた災害対応拠点のあり方
	にぎわい拠点の創出	まちづくりの方向性（元町駅バリアフリー化、回遊性向上策） にぎわい拠点の創出（県庁敷地） ← コンセプトの見直し
VI 基本方針	県庁舎・県民会館再整備の基本方針	基本的な考え方（ 県政改革調査特別委員会の改革案を反映 ）
	にぎわい拠点の基本方針	基本的な考え方（ 県庁敷地の活用方針案（県庁舎等の施設配置を含む） ）
	スケジュール・考慮すべき事項	県民意見の反映、エリアマネジメントの推進 等
VII 参考	施設規模、概算事業費、 事業手法、財源、新庁舎整備までの暫定的な庁舎再編	庁舎規模・概算事業費（財源含む）、新庁舎整備までの暫定的な庁舎再編

※社会経済情勢の変化等を踏まえて記載した項目等については、赤字で記載

8. 今後の検討会等のスケジュール

新庁舎整備にかかる基本構想の策定に向け、以下のとおり検討会・部会を開催予定

